

# 公共図書館における健康・医療情報サービスに対する免責事項の 掲示に関する一考察

西河内靖泰

Health and Medical Information Services in Public  
Libraries A Consideration on Bulletin of Disclaimer.

## I. はじめに～この研究に至る背景について

急速な高齢社会の進展に伴って、介護や医療の問題がクローズアップされて来た今日の日本社会において、健康・医療問題に対する人びとの関心が拡がっている。特に市民の健康・医療情報に対するニーズは高く、医療を選択する消費者として様々な情報の中から判断材料を求めている。「情報」に対する社会の要求がある中、市民へ学習権を保障するため、自治体が設置する公共図書館も市民ニーズに対応する動きが見られるようになってきた。

文部科学省の「図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会」の『地域の情報ハブとしての図書館—課題解決型の図書館を目指して—』(2005年1月)では、「目指すべき公共図書館の取組として優先すべき課題候補」のひとつとして、「医療関連情報の提供」をあげている。こうした状況を受けて、公共図書館においても、2000年代から「健康・医療情報サービス」に取り組み始め、現在、全国で3,300を超える公共図書館の1割程度(300館近く)で実施されている。このサービスは、図書館で、市民が自分自身や家族のために、健康に関する情報、病気や治療法などの医療情報などを調べやすいようにコーナー化して、健康・医療情報を提供するサービスである。健康・医療情報コーナーを設置する公共図書館、一般市民への公開がすすむ医科大学付属図書館、病院に設置された患者・家族向けの患者図書室など、マスコミでも盛んに取り上げられるようになってきた。

とはいえ、患者図書室を設置している病院はまだ少数であり、健康・医療情報に特化したコーナーを設置している公共図書館は1割程度である。話題になるわりには、「健康・医療情報サービス」に取り組む図書館は多くはないのが現実なのである。増えてきたとはいえなかなか広がらないのはなぜであろうか。

具体的なノウハウに乏しいという当初の現場の状況はあったが、文部科学省の提言から10年以上を経て、そのノウハウは蓄積され、図書館相互での情報共有も進んでいるから、それが主たる原因ではない。それは、サービスに取り組んでいる図書館の健康・医療情報サービスに対する基本的方針が具体的でないことがその要因ではないかと考えられる。そのことを要因のひとつとしては次のような例がみられる。

健康・医療情報サービスを実施する公共図書館の「健康・医療情報サービス」コーナーに掲示されていたり、それを紹介するそれぞれの図書館のホームページに記載されている、「留意事項」(利用上の注意)とよばれる利用者向けの注意事項がある。「健康医療情報サービス」のノウハウが書かれたマニュアル本では「免責事項」として記載されている。この「留意事項・免責事項(以下、免責事項と略)」は一見問題なさそうな表示なのだが、他の部門の本が並ぶコーナーでこのような掲示を見ることはない。なぜ、このような注意事項が示されるのか。長年、患者運動に関わってきた筆者にとって、この表示をする必然性が感じられない。あえて、そのような表示をするのはなぜなのか。

本論考では、公共図書館が健康・医療情報サービスにおいて「免責事項」を掲示することへの疑問を提起して、その背景を探ってみる。さらに、その問題点を示しながら、これからはどうあるべきなのかについて提言していきたい。

## II. 研究の目的・手法について

「健康・医療情報サービス」の専用コーナーを設置している図書館（特に公共図書館）では、「留意事項」（利用上の注意）の掲示をしている。サービスのマニュアル本では、「免責事項」となっているので、実際の掲示などは「留意事項」（利用上の注意）となっているが、本論考では「免責事項」という使い方をする。

さて、「免責事項」という意味であるが、ネットでの『Weblio 辞書』のサイトでの『実用日本語表現辞典』によれば、「商品やサービスの提供者が、不測の事態が生じた場合に責任を免れる事項」とある。

同辞典では、関連する用語の「免責注意事項」の解説として「ある対象についての免責および注意を促す断り書き。免責事項と注意事項を記したもの。英語「disclaimer」に対応する意味合いの表現で、普通は単に「免責事項」などと言う。「警告・免責・注意事項」などと言うこともある」とある。（マニュアル本では、この意味で、使われているものと思われる）。

なお、「免責」について、同辞典では「義務や責任を問われないこと。責任から免れること」とあり、三省堂『大辞林』では「①責任を問われるのを免れること」、岩波『広辞苑』では、「負うべき責任を問わず許すこと」としている。

「免責事項」を掲示するのは、この日本で最初にサービスを始めた図書館が海外の先行事例を参考にして掲示したことから、後に続いていった図書館が当然のこととして行っているためと思われる。

ただ、筆者も公共図書館員であったから、その立場からあえてその意味を探ってみると、「免責」を掲げるのは、図書館が提供した健康・医療に関連した資料について、利用者からのクレームを想定して（例えば、民間療法の本を信じて実践して重篤な健康被害を被った、数年前の医学書に載っている古い治療法を選択してしまったなど）、予め責任追及されないように釘を刺しておくためのものだと推察してしまう。「責任のがれ」のためとの批判もあるかもしれない。でも、果たしてそうなのだろうか。健康・医療情報サービスに取り込んでいる図書館の名誉のためにも、「責任のがれ」なのか、どうなのか、どのような背景や事情があるのかについて明らかにしていきたい。

研究手法として、図書館での健康・医療情報サービスの提供にあたって、HP および図書館内の掲示等での「免責事項」に類する用語等について分析していく。調査対象は、都道府県立及び政令市・県庁所在市の図書館で健康・医療情報サービスに取り組んでいる図書館を対象とする。対象とした全部の図書館について、あらかじめ状況を把握しているが、本論考では主な事例を紹介しながら検証していきたい。

参考に、調査した図書館のうち、都道府県図書館についての状況をここにあげておく。

番号	都道府県立図書館	何らかの健康医療情報に関する情報提供等の実施有無	HP上の免責事項・注意事項等の表記の有無(※)
1	北海道立図書館	○	
2	青森県立図書館		
3	岩手県立図書館	○	
4	宮城県図書館		
5	秋田県立図書館	○	
6	山形県立図書館	○	
7	福島県立図書館	○	
8	茨城県立図書館		
9	栃木県立図書館	○	
10	群馬県立図書館	○	
11	埼玉県立久喜図書館	○	○
12	埼玉県立熊谷図書館		
13	千葉県立中央図書館		
14	千葉県立西部図書館	○	○

15	千葉県立東部図書館		
16	東京都立中央図書館	○	○
17	都立多摩図書館		
18	神奈川県立図書館(紅葉ヶ丘)		
19	神奈川県立川崎図書館		
20	新潟県立図書館	○	○
21	富山県立図書館		
22	石川県立図書館	○	
23	福井県立図書館	○	
24	山梨県立図書館	○	
25	県立長野図書館		
26	岐阜県図書館	○	○
27	静岡県立中央図書館	○	○
28	愛知県図書館	○	
29	三重県立図書館	○	○
30	滋賀県立図書館	○	
31	京都府立図書館	○	
32	大阪府立中央図書館	○	
33	大阪府立中之島図書館		
34	兵庫県立図書館	○	
35	奈良県立図書情報館	○	
36	和歌山県立図書館	○	
37	鳥取県立図書館	○	○
38	鳥根県立図書館	○	
39	岡山県立図書館	○	
40	広島県立図書館	○	
41	山口県立山口図書館	○	
42	徳島県立図書館	○	
43	香川県立図書館	○	
44	愛媛県立図書館	○	○
45	高知県立図書館	○	
46	福岡県立図書館	○	
47	佐賀県立図書館	○	
48	長崎県立長崎図書館	○	
49	熊本県立図書館		
50	大分県立図書館	○	
51	宮崎県立図書館	○	
52	鹿児島県立図書館(本館)	○	
53	鹿児島県立奄美図書館		
54	沖縄県立図書館	○	

表1. 都道府県立図書館のHP上で免責事項等の表記が確認できた図書館(※)

### Ⅲ. 図書館現場での 実際の利用者向け掲示や提示

2018年1月現在、健康・医療情報サービスを実施している公共図書館から、県立図書館2館および市立図書館3館の合計5館の「免責事項」に相当する表記がある図書館を事例として紹介する。

#### 1. 事例① 東京都立図書館 (HP)

「健康・医療情報サービス医療情報サービスの利用にあたっては、対の点にご留意ください。」

(1) このサービスは、資料や情報の提供のみを行うものです。

医療上のアドバイスはいたしません。

(2) 都立図書館では、診断、治療、薬についての判断はいたしません。

(3) 都立図書館は、このサービスを利用される方のプライバシーを守ります。」



医療情報サービスの利用にあたっては、次の点にご留意ください。

(1) このサービスは、資料や情報の提供のみを行うものです。

医療上のアドバイスはいたしません。

(2) 都立図書館では、診断、治療、薬についての判断はいたしません。

(3) 都立図書館は、このサービスを利用される方のプライバシーを守ります。

(出典：東京都立図書館のHP から)

#### 2. 事例② 長崎市立図書館

「医療・健康情報サービスについて」

・図書館では、市民の皆様の健康の維持・向上のため、医療・健康情報の収集をお手伝いいたします。

免責事項 (医療・健康情報サービス利用上の留意事項)

1. 特定の治療法、薬を薦めるものではありません。

2. 徳地の病院、医師を薦めるものではありません。

3. 病気に関する情報・知識は常に変化していますので、図書館の情報が全てではありません。

4. 皆さまの求める情報・知識と完全に一致するものが得られるとは、限りません。
5. 図書館員は、医学の専門家ではありませんので、病気の診断や治療について判断を必要とする問題には回答できません。



● 医療・健康情報サービスについて

・図書館では、市民の皆さまの健康の維持・向上のため、医療・健康情報の収集をお手伝いいたします。

■ 免責事項(医療・健康情報サービス利用上の留意事項)

1. 特定の治療法、薬を薦めるものではありません。
2. 特定の病院、医師を薦めるものではありません。
3. 病気に関する情報・知識は常に変化していますので、図書館の情報が全てではありません。
4. 皆さまの求める情報・知識と完全に一致するものが得られるとは、限りません。
5. 図書館員は、医学の専門家ではありませんので、病気の診断や治療について判断を必要とする問題には回答できません。

(出典：長崎市立図書館のHP から)

### 3. 事例③ 埼玉県立図書館

「健康・医療情報サービスのご利用について」

- ・資料や情報の提供のみを行います。
- ・特定の治療法や医療機関をお勧めするものではありません。
- ・病気や薬に関する知識・情報は日々変わっています。ここにある情報がすべてではありません。
- ・図書館員は、医学の専門家ではありませんので、病状の診断・治療等の判断を必要とすることはできません。
- ・健康・医療についての知識を深めたり、医師や医療機関と相談する材料としてご活用ください。」



The screenshot shows the homepage of the Saitama Prefectural Libraries website. At the top left is the logo with the text '埼玉県立図書館 Saitama Prefectural Libraries'. To the right is the slogan 'あなたの「調べる」を応援します'. Below the header is a navigation bar with the text '埼玉県立図書館 > 健康・医療情報サービス'. The main content area is titled '健康・医療情報サービスのご案内'. A text box states: '埼玉県立久喜図書館では、「健康・医療情報コーナー」を設置し、サービスに取り組んでいます。皆様のご意見をお聞かせください。(最終更新:2017年7月22日)'. Below this is a list of links: '埼玉県立久喜図書館 健康・医療情報サービスのご案内 (2016年6月改訂) (PDF形式 945KB)', '施設', and a list of sub-links: '健康・医療情報コーナーのご案内・本の探し方', '見て・聴いて・感じる読書コーナー', '妊活情報コーナー', and 'がん情報コーナー New'.

#### 健康・医療情報サービスのご利用について

- ・ 資料・情報の提供のみを行います。
- ・ 特定の治療法や医療機関をお勧めするものではありません。
- ・ 病気や薬に関する知識・情報は日々変わっています。ここにある情報がすべてではありません。
- ・ 図書館員は、医学の専門家ではありませんので、病状の診断・治療等の判断をすることはできません。
- ・ 健康・医療についての知識を深めたり、医師や医療機関と相談する材料としてご活用ください。

(出典：埼玉県立図書館のHP から)

#### 4. 事例④ 広島市立図書館

「健康・医療・介護情報サービスを利用する上での留意点」

1. このサービスは、資料や情報の提供のみを行うものです。医療上のアドバイスはしません。
2. 広島市立図書館では、診断、治療、薬についての判断はしません。
3. 健康・医療・介護に関する情報は日々変わっていきます。ここにある情報がすべてではありません。
4. 特定の治療法や医療機関をお勧めするものではありません。知識を深めたり、医師や関係機関と相談する材料としてご活用ください。
5. 広島市立図書館は、このサービスを利用される方のプライバシーを守ります。」



**健康・医療・介護情報サービスのご案内**

広島市立中央図書館では、健康の維持・向上のため、また病気や薬や介護などについて調べたいとき、ご自身で関連資料・情報を調べ、必要な情報を得られるようお手伝いいたします。

**健康・医療・介護情報サービスを利用する上での留意点**

1. このサービスは、資料や情報の提供のみを行うものです。  
医療上のアドバイスはしません。
2. 広島市立図書館では、診断、治療、薬についての判断はしません。
3. 健康・医療・介護に関する情報は日々変わっていきます。ここにある情報がすべてではありません。
4. 特定の治療法や医療機関をお勧めするものではありません。知識を深めたり、医師や関係機関と相談する材料としてご利用ください。
5. 広島市立図書館は、このサービスを利用される方のプライバシーを守ります。

(出典：広島市立図書館の HP から)

## 5. 事例⑤ 横浜市立図書館

### 「医療・健康情報コーナーご利用上の注意」

当コーナーで提供する情報は

- ・特定の治療法をおすすめするものではありません。
- ・ご自身の疑問に対するごく一部の回答でしかありません。
- ・個人の状態・症状と適合しているとは限りません。
- ・医師との相談をより具体的に行う材料としてご利用ください。」



## 「医療・健康情報コーナーご利用上の注意」

当コーナーで提供する情報は

- ・ 特定の治療法をおすすめするものではありません。
- ・ ご自身の疑問に対するごく一部の回答でしかありません。
- ・ 個人の状態・症状と適合しているとは限りません。
- ・ 医師との相談をより具体的に行う材料としてご利用ください。

### IV. サービスマニュアル本での記載から～「免責事項」表現への疑問

図書館の「健康・医療情報サービス」のお知らせをする際に、提示されている「健康・医療情報」を利用する上での留意事項(利用上の注意)とあるが、サービスマニュアル本には「免責事項」と表現されている。

健康・医療情報サービスにはじめて取り組む図書館の多くが参考にしてしまうとされる、日本医学図書館協会の発行の『やってみよう図書館での医療・健康情報サービス』(日本医学図書館協会医療・健康情報ワーキンググループ編)では、どのように表現されているかを見てみよう。(引用は2017年4月に発行された第3版より)。

「レファレンスサービスは図書館員の判断ではなく、提供資料で回答しますが、資料の情報が医療現場の現状に見合っていなかったり、すべての治療方法を網羅していないこともあります。

利用者にとって重要なレファレンスサービスには、免責事項の提示が必要です。」

(「免責事項を作成しようの巻」：『やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス第3版』 p 18、2017)

「そこで上司と同僚にも相談して、以下の4つを免責事項 にすることに決め、館内に掲示しました。

医療情報コーナーご利用上の注意

1. 図書館で入手できる資料・情報の提供のみを行います。
2. 特定の健康法・治療法・医師・病院・くすりを勧めるものではありません。
3. 図書館員は病状の診断・治療などの判断はできません。
4. 病気やくすりに関する知識・情報は日々進歩しています。ここにある情報がすべてではありません。

(「免責事項を作成しようの巻」：『やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス 第3版』 p.19 2017)



「図書館の対応範囲を利用者に明示しましょう。まずは「第1章V. 免責事項を作成しようの巻」を参考にして、自分の図書館にあった免責事項を作成しましょう。」

(『やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス第3版』 p.117 2017)

図書館の現場では、多くは留意事項(注意事項)という表現を使用(事例の長崎市立図書館では「免責事項」としているが、わざわざ括弧内に「利用上の留意事項」と表記)している。一方、マニュアル本では、「免責事項」という表現を推奨している。マニュアル本であえて「免責事項」と表現する理由は何だろうか。

医療情報の提供で「免責事項」を必ず提示すべきであるのと発想になるのは、なぜだろうか。その疑問に答える論考は、先行研究では見当たらなかった。また、筆者が知る限りにおいて、図書館界でこの問題が論じられたことは、ほとんどない。

なぜ「免責事項」なのか。利用者からのクレームを想定して、予め図書館の責任を追及されないよう対策をとっておくため予防策、すなわち「リスク回避」をとったとも言える。

「免責事項」の表示は、図書館利用者のクレーマー対策を講じていると見ることができ、公共図書館のサービスでは健康・医療情報サービスのみに見られることである。「医療」だけを特別視しているように受け取れるのである。

だが、わざわざ「免責事項」と言い切って提示すべきとした背景を探ってみると、日本の公共図書館で最初に本格的な「健康・医療情報サービス」に取り組んだとされる東京都立図書館のことが影響しているとみられる。次にそのことについて、考察してみたい。

## V. 「免責事項」登場の背景・理由とその拡がりのわけ

東京都立図書館(以下、都立図書館)の「健康・医療情報サービス」を開始したときの担当者は、次のように書いている。

「公共図書館で病気や治療法など命にかかわる情報を取り扱うためには、サービスの範囲の明確化が必要である。レファレンスに関する「東京都立図書館情報サービス規定」は「病気の診断や治療について必要とする問題」を「答えを与えないとともに資料の提供も慎重に行う分野」の第1項にあげている。これを遵守し、利用者に誤解を与えることなく医療情報を提供するために、米公共図書館の消費者健康情報マニュアルを参考に「医療情報サービスに関する職員対応指針」を策定した。また利用者に対しては、患者医療図書サービスを実施している病院図書館等の例を参考に、免責事項として「医療情報コーナーご利用の留意事項」を定めた。(中山康子、「東京都立中央図書館における「医療情報サービス」」、『医学図書館』2004, vol. 51, no. 4, p. 342 ~ 344.)

これによると、レファレンスサービスについて規定した「東京都立図書館情報サービス規定」で、「病気の診断や治療について判断を必要とする問題」を「答えを与えないとともに資料の提供も慎重に行う分野」であると、根拠を明示せず断定している。都立図書館での「医療情報サービス」の開始にあたって、このサービスがそのことを前提とすることが妥当であるかの検討をせずに、このことを当然のこととしている。

さらに、これを遵守すべきものとしたうえで、「利用者に誤解を与えることなく」提供するためと称して、米国のマニュアルを参考に職員の「対応指針」を策定している。ここでは、利用者に対し「適切な情報」を提供するという本来のサービス姿勢の立場よりも、「誤解されてクレームを受ける」ことへの懸念が見て取れる。

コーナーの利用にあたっての留意事項(注意事項)を示すこと自体は不自然ではないが、そのことの意味をわざわざ「免責事項」としていることから、「リスク回避」の姿勢は隠していない。

都立図書館で「健康・医療情報サービス」開始に伴う検討を行った際に、医学や医療問題に対する知識が乏しいことを自覚し、提供する本や情報の中味について確信を持ち、利用者への情報提供について自信を持って実施できるか、不安を持つ現場スタッフいてもおかしくはないことは推察できる。しかし、図書館で提供する本の内容の保証を、図書館はしているわけではない。そのことは、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会、1954

年採択・1979年改定)を掲げる図書館にとっては自明なことだろう。

それにもかかわらず、都立図書館の担当者が、利用者向けの「留意事項」(利用上の注意)を、わざわざ「免責事項」として強調する理由は、何だろうか。いくつか考えられる理由をあげてみる。

そもそも、図書館が提供する資料に「確信」を必ずしも持つことが出来なかったからということもある。公共図書館での医学(NDCで490)の棚は、科学的でも論理的でもない内容のものが並んでいるのが多い部門である。特に難病関連の書籍には、オカルトまがい、似非科学、治療効果もよく分らない薬や治療法の推奨本などがあふれかえっている。そうした本のことで、「蔵書や相談回答に対するクレーム」への予防策という意味合いだったのだろうか。

「健康・医療情報サービス」がクローズアップされた近年は、蔵書構成は以前よりは良くなってきたが、筆者が図書館に来た1980年代の公共図書館の医学の蔵書は、非科学的医療・健康法の本がいっぱい並んでいて、病気のことを調べようとしても役に立つ本がほとんどないというのが現実だった。患者・家族や市民の役に立つ本が必ずしも選定されていたわけではなかった。「健康・医療情報サービス」がすすむなかで、本を選ぶ目も磨かれていったことで、提供する資料に自信がもてるようになってきたのである。

次なる理由としては、「医療情報提供」と「医療相談」との混同が、図書館自身にみられることがあげられるのではないか。「健康・医療情報サービス」は、健康や医療に関する既に公表されている様々な情報を、情報を求める人びとに対して提供することにある。健康や医療についての具体的な相談を受けるものではない。これは、図書館で行われる「レファレンスサービス」そのものである。「レファレンスサービス」は、情報が載っている資料を探し出して人びとに提供にするサービスであり、提供した資料の「真偽」についてそもそも保証するものでない。図書館とは、様々な資料を扱う、その内容自体の正確さや妥当性を判断することは至難の業である。図書館は「良書普及機関」ではない。図書館とは、内容に問題や疑義のある資料も同時に提供する機関なのであり、判断は最初から読者に預けられているのだ。

図書館そのものの役割や位置づけに対する世の中の誤解(「良書普及機関」)がある。その誤解を積極的に解こうとするのではなく、その誤解をもとに何か問題があったら、自分たちが非難されるかもしれないから、と考えてしまう。そして、そういう懸念があるから、あらかじめ「責任がないこと」を表明し、回避しておこうとしたのであろう。

図書館の役割は、さまざまな人びとが必要とする情報を入手することを支援することにある。人と資料・情報を結びつけることにある。図書館員は「医療相談」の専門家として対応しているのではなく、「医療に関する資料や情報」を見つけ出して提供する専門家なのである。本来、提供した情報の中身に不満があったときは、その資料や情報の発信元の責任が問われるべきなのに、仲介者にすぎない図書館の責任を問うこと自体おかしいのだが、そうした現実があることから、「責任を問われないこと」を考えたのである。

これらの背景には、『こんな治療法もある』問題への過剰な教訓もあるとみられる。この問題の経緯を以下述べる。

『こんな治療法もある』は、1989年講談社から発行された、代替医療を紹介する作家・遠藤周作の対談集だが、同書で紹介したアトピー性皮膚炎の治療法で健康被害が発生し1991年同書は絶版となった。その翌年のこと、図書館の蔵書であった同書を読んで健康被害を受けた読者が出版社と図書館に苦情を述べた。その図書館が、講談社が全国の図書館に伝えるべきと対応したことから、同社は同書の閲覧・貸出禁止を全国の図書館に要請した。要請には具体的な問題点の説明がなかったため、このとき図書館や図書館関係団体は疑問の声をあげた。そのひとつである図書館問題研究会は、講談社に対し事実間違いや見解の変更については、正誤表や改訂版で対応すべきであるとして、閲覧・貸出禁止の要請の撤回を求めている。講談社は唐突な要請についての謝罪と経緯の説明をしたが、要請そのものの撤回はしなかった。講談社の要請を問題にした図書館もある一方で、要請にそのまま応えて除籍した図書館もあった。

この問題の教訓であるが、問題から10年がたち、よく事実の認識がされず、このことを図書館の自由の観点から、そうした要請に安易に答えるべきではないというのではなく、がんや難病など病気に関わる問題に関しては、こんな風に「厄介事」に巻き込まれる可能性があるということで一部の図書館(都立もその一つ)では教訓化されていた。これも、影響しているとみられる。

都立図書館がそうした方針を取ったことには、納得はいかないまでもそれなりの理由は理解できる。だが、そ

の後サービスに取り組んだ図書館が、都立図書館ほど考えて検討した様子は見られない。以後、後発の図書館は、東京都立図書館の方法に倣っていただけだ。疑問に思わず、先例を踏襲しただけであった。その先例に倣った理由とは、都立図書館の担当者が「免責事項」を強調しており、かつマニュアル本で「免責事項」を推奨していることからである。最初にやったところが必要だというのだから、そのまま形だけをまねていたのである。

とはいえ、ほとんどの図書館での、実際の利用者向け掲示や提示の事例をみると、「免責」とは露骨には書いてはいない。「免責事項」という言葉に、自らが引掛かったのであろう。言って反発を招くのではないかということ懸念して書かないのであれば、そもそも医療情報を利用する上での「留意事項利用上の注意」として、最初から素直に扱えばいいのではないか。マニュアル本でわざわざ強調することではないはずである。そこから感じ取れるのは、あくまで、責任回避を図ろうとする姿勢である、そこにはこのサービスの主体であるはずの患者当事者の視点が欠けている。

「図書館の自由に関する宣言」には「図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない」とある。「本を読んで判断するのは、あくまで読者自身の責任である」が、図書館の立場であるはずである。提供資料の内容に関して、必ずしも図書館がお墨付きを与えているわけではない。

## VI. なぜ、「免責事項」なのか～図書館に欠落した「患者の権利」意識

ここまで述べてきたように、「免責事項」という表示に至ったのは、必ずしも「医療の専門家」でない図書館員が、その内容の真偽も判断できない資料について、その提供内容について「責任範囲を超えている」ということの婉曲表現とも受け取ることができる。図書館現場にいた者として、その表現は共感できるし、分からないでもない。だが、それが本音なら、図書館の在り方を常に問い続けてきた者としてみると、図書館の原則的な立場である「図書館が提供する資料について、必ずしもその内容や思想等を図書館員が支持するものではない」ということを、はっきりと表示する方策もあったのではないだろうかと思えるのである。

筆者が図書館員としての立場から、「健康・医療情報サービス」に取り組んできたのは、そのことが資料・情報提供を役割とする図書館にとって、義務だと考えるからだ。つまり、ここで確認しておきたいことは、まぎれもなく利用者（市民・患者）が医療情報を手に入れようとすることは、「権利」にほかならないということなのだ。

「免責事項」という表示に見られる本音は、この「患者の権利」という意識の完全な欠落ではないかと感じられてならない。

1973年のアメリカ病院協会による「患者の権利章典」では、その3項でインフォームド・コンセントにとって必要な「情報を得る権利」を、8項では、治療を受けている病院と専門職者に関する「情報を受け取る権利」が患者にあると宣言されている。

また、1981年（1995年改訂）の「患者の権利に関するリスボン宣言」（世界医師会総会採択）においては、7項において患者の情報に対する権利が宣言されている。

だが、日本での医療・健康情報へのアクセスは、行政改革・大学改革に伴い、大学図書館の市民への開放がすすめられることで、国民の知る権利保障の一環として国立大学附属図書館での情報提供がうたわれるようにはなった。だが、実際には患者が必要な情報を入手することが権利として保障されなければならないとの意識が拡がり定着するまで前進したわけではなく、結局は医師たちの倫理的な宣言としてしか理解されてこなかった。

このため、現実的には、多くの普段は地域の病院や公共図書館しか利用できない人びとにとって、十分な情報が保障されるという状況にはまだまだであった。公共図書館は、職員自らの不勉強を露呈させないために、医療の専門家でないことを言い訳として、「医療情報」の提供サービスに消極的であったのである。

筆者は、東京都立中央図書館が2004年6月から開始した「医療情報サービス」は、アメリカにおける「患者の医療消費者の権利」としての権利保障として、「公共図書館が情報提供の責務を負う」という考え方を取り入れたものであったと理解してきた。

各地の公共図書館での「健康・医療情報サービス」の実践にあたっては、この「患者の権利保障」として必要

な情報の確認や情報提供の方法が模索されてきたものと信じたい。とすると、そのレベル・質はまだ発展途上として、その事自体をここでは問うことはしない。とうてい「権利保障」となりえていない現状であったとしてもだ。だが、最初から「責任回避」を発想するような現場の姿勢では、はたして「患者の権利」を保障するサービスといえるだろうか。

都立図書館が取り組んだ「医療情報サービス」は、「患者の医療消費者の権利」としての権利保障として、「公共図書館が情報提供の責務を負う」ためのものだったはずである。それと「免責事項」はどうつながるのだろうか。好意的に解釈すれば、少なくともかつての「職員自らの不勉強を露呈させないために、医療の専門家でないことを言い訳として、「医療情報」の提供サービスに消極的であった」という現実から、「免責事項」という「弁明」を用意することで、少しでも「健康・医療情報サービス」を前進させたいということであったものかもしれない。でも、その時から、およそ15年の年月が過ぎた。このままでいいのだろうか。「健康・医療情報サービス」は、「患者の権利」であるという、図書館側の意識が、今こそ現場で根付いていくことが大切ではないだろうか。

## Ⅶ. おわりに～「患者の権利」に根差した「健康・医療情報サービス」へ

本論考で「免責事項」について、考察してきた。批判めいた言い方もさせてもらったが、それほど絶望しているわけではない。少なくとも、「健康・医療情報サービス」に取り組んできた筆者としては、こうした「免責事項」という表示には違和感をいだいているが、マニュアル本では「免責事項」とあるのを、実際の掲示では「利用上の留意事項」としていることに、それらの図書館の利用者に対する「心遣い」と解釈することも可能である。

図書館員に対する医療情報に関する専門研修などにも取り組むところもでてきており、サービスに取り組んできた図書館やそれに関わってきた様々な団体などが提起してきたガイドラインやマニュアルなどを踏まえたサービス展開もすすんできた。現場が、それぞれに努力していることは評価したい。だが、そのサービスをさらに展開・発展させていくためには、「患者の権利」という視点が大事であると認識すべきではないだろうか。

健康・医療情報へのアクセスに関しては、従来から医療に関連したインフォームド・コンセントを実効あるものにするための患者への医療情報提供や、自己の情報へのコントロール権としてのカルテ開示などについて法の場面で議論されてきた。だが、現実には、この日本では「市民の医療・健康情報へのアクセス保障」という意味の患者の人権概念は、いまだに法的には確立しているわけではない。

このため、医療や公共図書館の現場においては、あくまで必要性を自覚する医師や司書の意識的な取り組みによって、サービス提供が模索されてきたのが実情なのだ。「患者の権利」を保障するものとしての「義務」としての「健康・医療情報サービス」という認識は、いまだに図書館現場では「当たり前」のことになっていない。「単なるサービス」「面倒なサービス」という考え方から脱却し、「権利保障のために確実にしなければならないサービス」であるとの認識が広がってほしい。

患者への「健康・医療情報サービス」は、同時に医療従事者への医療情報の保障ともつながる。患者への健康・医療情報へのアクセス保障の観点からは、法的整備も含め、患者にとってもっとも身近でアクセスがよい公共図書館や病院図書室などでの患者への情報サービスの展開が、もっとすすめられなければならないのだと確信している。

(本稿は、第34回医学情報サービス研究大会(2017年8月26日～27日、関西医科大学)での口演発表をもとに、新たに執筆したものである。)

ここで、参考として、以下の提起を付け加えておきたい。

(付). よりサービスのための提言

～「免責事項」を掲げなくてすむためには

※「情報を受け取る権利」(「情報権」)は、「患者の権利」であるという原則を踏まえて

- ・ 図書館員だけでは考えない。
- ・ 医療の信頼性と不確実性を知る。
- ・ 図書館の限界と可能性を自覚する。
- ・ 利用者を信頼する。

#### 【引用・参考文献】

- ① 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会、『地域の情報ハブとしての図書館—課題解決型の図書館を目指して—』文部科学省、2005年1月
- ② 日本医学図書館協会医療・健康情報ワーキンググループ編『やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス 第3版』日本医学図書館協会、2017年3月
- ③ 西河内靖泰・石井保志「患者当事者の利用に耐える健康・医療情報サービス構築への提言—公共図書館を例として—」『国際教養学部紀要第3号』、広島女学院大学、2016年3月、pp35 - 45
- ④ 西河内靖泰・石井保志「対談：図書館が患者会と上手に付き合う方法」『みんなの図書館 2016年6月号：通巻470号』、図書館問題研究会・編集、教育史料出版会・発行、2016年5月、pp25 - 32

#### 【引用URL】

- ① 東京都立図書館ホームページ  
<http://www.library.metro.tokyo.jp/>
- ② 長崎市立図書館ホームページ  
<https://lib.city.nagasaki.nagasaki.jp/>
- ③ 埼玉県立図書館ホームページ  
<https://www.lib.pref.saitama.jp/>
- ④ 広島市立図書館ホームページ  
<https://www.library.city.hiroshima.jp/>
- ⑤ 横浜市立図書館  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/library/>

（お詫びと訂正：『国際教養学部紀要第3号』で、「第42回医学情報サービス研究大会」での発表と記載がありましたが、「第32回」の誤りでした。お詫びして訂正します。）